

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）〔抄〕（第三条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、網掛部分は修正案による修正部分）

修正案	原案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 基本方針（第十条―第十条の三）</p> <p>第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条―第十五条）</p> <p>第四章 職業訓練等の充実（第十六条・第七条）</p> <p>第五章 職業転換給付金（第十八条―第二十三条）</p> <p>第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第七章の二 労働者の就業環境を害する言動等の禁止等（第三十条の二・第三十条の二の二）</p> <p>第八章 職場における優越的な関係を背景と</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 基本方針（第十条―第十条の三）</p> <p>第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条―第十五条）</p> <p>第四章 職業訓練等の充実（第十六条・第七条）</p> <p>第五章 職業転換給付金（第十八条―第二十三条）</p> <p>第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第八章 職場における優越的な関係を背景と</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 基本方針（第十条―第十条の三）</p> <p>第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条―第十五条）</p> <p>第四章 職業訓練等の充実（第十六条・第七条）</p> <p>第五章 職業転換給付金（第十八条―第二十三条）</p> <p>第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p>

した言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の

二の三―第三十条の八）

第九章 国と地方公共団体との連携等（第三

十一条・第三十二条）

第十章 雑則（第三十三条―第四十一条）

附則

第七章の二

労働者の就業環境を害する

言動等の禁止等

（労働者の就業環境を害する言動等の禁止）

第三十条の二 何人も、労働者に対し、次に掲

げる言動その他の職場における労働者の就業

環境を害する言動を行ってはならない。

一 労働者の就業環境を害する第三十条の二

の三第一項に規定する言動

二 労働者の就業環境を害する雇用の分野に

おける男女の均等な機会及び待遇の確保等

に関する法律（昭和四十七年法律第百十三

号）第十一条第一項又は第十一条の三第一

項に規定する言動

三 労働者の就業環境を害する育児休業、介

護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

した言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の

二―第三十条の八）

第九章 国と地方公共団体との連携等（第三

十一条・第三十二条）

第十章 雑則（第三十三条―第四十一条）

附則

〔新設〕

〔新設〕

した言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の

二―第三十条の八）

第八章 国と地方公共団体との連携等（第三

十一条・第三十二条）

第九章 雑則（第三十三条―第四十条）

附則

福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十五条第一項に規定する言動

2 何人も、職場における労働者の就業環境を害する言動に対する労働者の対応を理由として、当該労働者に対し、その労働条件につき不利益を与えてはならない。

（就業環境加害言動救済委員会）

第三十条の二の二 就業環境加害言動救済委員会は、職場における労働者の就業環境を害する言動等に関して優れた識見を有する者をもつて組織する。

2 就業環境加害言動救済委員会は、中央就業環境加害言動救済委員会及び都道府県就業環境加害言動救済委員会とする。

3 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央就業環境加害言動救済委員会を置く。

4 都道府県知事の所轄の下に、都道府県就業環境加害言動救済委員会を置く。

5 就業環境加害言動救済委員会は、前条の規定に違反する事実があつた旨の申立てを受け、当該申立てに係る事件の審査（申立

〔新設〕

人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（第七項において「救済命令等」という。）を含む。）をする権限を有する。

6 就業環境加害言動救済委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は委員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

7 前各項に定めるもののほか、就業環境加害言動救済委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員、救済命令等に違反した場合の罰則その他就業環境加害言動救済委員会に関し必要な事項については、別に法律で定める。

（雇用管理上の措置等）

第三十条の二の三 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談

（雇用管理上の措置等）

第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応

〔新設〕

に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならぬ。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第三十条の四 第三十条の二の三第一項及び第

じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならぬ。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項

〔新設〕

二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十条の八までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第三十条の五 〔略〕

2| 第三十条の二の三第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

（調停の委任）

第三十条の六 〔略〕

2| 第三十条の二の三第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に

に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十条の八までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第三十条の五 〔略〕

2| 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

（調停の委任）

第三十条の六 〔略〕

2| 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）
第三十条の六第一項」と、同法第二十条中「事
業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十
五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇
用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第三十条の四」と読み替えるものとする。

（助言、指導及び勧告並びに公表）

第三十三条 〔略〕

2 厚生労働大臣は、第三十条の二の三第一項
及び第二項（第三十条の五第二項及び第三十
条の六第二項において準用する場合を含む。
第三十五条及び第三十六条第一項において同
じ。）の規定に違反している事業主に対し、前
項の規定による勧告をした場合において、そ
の勧告を受けた者がこれに従わなかつたとき
は、その旨を公表することができる。

（資料の提出の要求等）

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律（第二
十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三

雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法
律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十
条の六第一項」と、同法第二十条中「事業場」
とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第
一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働
施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安
定及び職業生活の充実等に関する法律第三十
条の四」と読み替えるものとする。

（助言、指導及び勧告並びに公表）

第三十三条 〔略〕

2 厚生労働大臣は、第三十条の二第一項及び
第二項（第三十条の五第二項及び第三十条の
六第二項において準用する場合を含む。第三
十五条及び第三十六条第一項において同じ。）
の規定に違反している事業主に対し、前項の
規定による勧告をした場合において、その勧
告を受けた者がこれに従わなかつたときは、
その旨を公表することができる。

（資料の提出の要求等）

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律（第二
十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三

（助言、指導及び勧告）

第三十三条 〔新設〕

（資料の提出の要求等）

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律（第二
十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。）

十条の二の三第一項及び第二項を除く。)を施行するためが必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報告の請求)

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三

十条の二の三第一項及び第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2| [略]

(船員に関する特例)

第三十八条 この法律(第一条、第四条第一項第十四号及び第二項、第八章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)については、適用しない。

2| 船員に関しては、第三十条の二の三第三項から第五項まで、第三十三条、第三十六条第

十条の二第一項及び第二項を除く。)を施行するためが必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報告の請求)

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三

十条の二第一項及び第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2| [略]

(船員に関する特例)

第三十八条 この法律(第一条、第四条第一項第十四号及び第二項、第八章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)については、適用しない。

2| 船員に関しては、第三十条の二第三項から第五項まで、第三十三条、第三十六条第一項

を施行するためが必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報告の請求)

第三十六条 [新設]

[略]

(適用除外)

第三十八条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

2| 第六条から第九条まで及び第六章(第二十七条を除く。)の規定は、国家公務員及び地方

一項及び前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十条の二の三第四項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第三十条の四中「から第三十条の八まで」とあるのは、「第三十条の六及び第三十八条第三項」と、第三十条の五第一項、第三十条の六第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第三十条の六第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、前条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3| [略]

(適用除外)

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章（第二十七条を除く。）、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項（第十章の規定の施行に関するものに限る。）及び第

及び前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十条の二第四項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第三十条の四中「から第三十条の八まで」とあるのは、「第三十条の六及び第三十八条第三項」と、第三十条の五第一項、第三十条の六第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第三十条の六第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、前条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3| [略]

(適用除外)

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章（第二十七条を除く。）、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項（第八章の規定の施行に関するものに限る。）及び第

公務員については、適用しない。

[新設]

[新設]

二項並びに第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、**第三十条の二の三**及び第三十条の三の規定は一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二款の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

二項並びに第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、**第三十条の二**及び第三十条の三の規定は一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二款の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）〔抄〕（第五条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、網掛部分は修正案による修正部分）

修正案	原案	現行
<p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の四 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第三十条の二の三第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二の三第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。</p>	<p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の四 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第三十条の二の三第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二の三第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。</p>	<p>〔新設〕</p>

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（第百九十八回国会閣法第三十八号）〔抄〕

（網掛部分は修正案による修正部分）

修正案

原案

（準備行為）

（準備行為）

第二条 第三条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「新労働施策総合推進法」という。）**第三十条の二の三第三項**（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、**新労働施策総合推進法第三十条の二の三第三項**から第五項まで（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

第二条 第三条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「新労働施策総合推進法」という。）**第三十条の二第三項**（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、**新労働施策総合推進法第三十条の二第三項**から第五項まで（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

（中小事業主に関する経過措置）

（中小事業主に関する経過措置）

第三条 中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であつて、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下であるものをいう。次条第二項において同じ。）については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、**新労働施策総合推進法第三十条の二の三第一項**（第

第三条 中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であつて、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下であるものをいう。次条第二項において同じ。）については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、**新労働施策総合推進法第三十条の二第一項**（第五

五条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新労働施策総合推進法第三十条の四、第三十三条第二項及び第三十六条第一項（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第三十条の二の三第一項及び第二項」とあるのは「第三十条の二の三第二項」と、新労働施策総合推進法第三十条の二の三第二項」と、並びに第三十条の二の三第一項及び第二項」とあるのは「及び第三十条の二の三第二項」とする。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第四条 「略」

2 前条の政令で定める日において現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争であつて、新労働施策総合推進法第三十条の二の三第一項に定める事項についての労働者と中小事業主との間の紛争に該当するものについては、新労働施策総合推進法第三十条の四（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新労働施策総合推進法第三十条の四、第三十三条第二項及び第三十六条第一項（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、新労働施策総合推進法第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「及び第三十条の二第二項」とする。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第四条 「略」

2 前条の政令で定める日において現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争であつて、新労働施策総合推進法第三十条の二第一項に定める事項についての労働者と中小事業主との間の紛争に該当するものについては、新労働施策総合推進法第三十条の四（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。